

貸金庫規定(カード方式)

貸金庫規定（カード方式）

1.（格納品の範囲）

(1) 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

2.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3.（使用料）

(1) 貸金庫の使用料は、1年分を前払いするものとし、毎年10月の当行所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金請求書、小切手または金銭信託払出票によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月の翌月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

(4) 使用料の請求に際しましては、別途消費税等をいただきます。

4.（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

5.（カードの発行）

貸金庫について貸金庫カード（以下「カード」といいます。）を発行し、借主に使用していただきます。

6.（貸金庫の開閉等）

(1) 貸金庫の開閉は、借主が当行所定の場所においてカードと届出された暗証および正鍵を使用して行ってください。

(2) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合は、あらかじめ借主から代理人の氏名、印鑑および代理人専用の暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人によるカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。

(3) 格納品の出し入れは当行所定の場所で行ってください。

7.（カード等の紛失、届出事項の変更等）

(1) カード、正鍵および印章を失ったときもしくはき損したときまたは印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって借主から当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。本人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (カード、鍵、印章の喪失時等の取扱い)

- (1) カード、正鍵もしくは印章を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じてください。
- (3) カードを失った場合またはき損した場合も、再発行に要する費用を支払ってください。

10. (貸金庫故障時の取扱い)

停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、当行所定の貸金庫開扉票に氏名、届出の暗証を記入のうえカードとともに提出してください。

11. (暗証照合、印鑑照合等)

- (1) 当行がカードの電磁的記録によって、貸金庫開庫操作の際使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫の取扱いをしましたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、窓口においてカードを確認し、貸金庫開扉票に記入された暗証と届出の暗証との一致を確認した場合および契約日からカード交付の間に開庫する場合に、貸金庫開扉票に押印された印影と届出の印鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫した場合も同様とします。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしました場合もそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 当行は開庫に使用される正鍵について確認する義務を負いません。

12. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうへカード、正鍵を当行に返却し、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人が、本規定や「反社会的勢力の排除に係る規定」等当行が別途定める各関連規定等に違反した場合
- ⑥ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

(3) 前 2 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第 3 条第 1 項の方法に準じて借主が指定した預金口座から引落しすることができるものとします。

(4) 第 1 項または第 2 項の明渡しは 3 か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行から請求がありしだい支払ってください。

14. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

15. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機に処置ができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

16. (譲渡、転貸等の禁止)

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カード、正鍵についても譲渡、転貸または質入れすることはできません。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとし、この変更等によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

以上
2020 年 4 月 1 日現在

反社会的勢力の排除に係る規定

反社会的勢力の排除に係る規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

みずほ信託銀行（以下、当行という）との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、口座の解約)

次の各号に一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合は、その損害額を支払っていただくものとします。

- ①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A～Dに準ずる行為

3. 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以上